

岩出市マンション管理適正化推進計画

(計画期間：令和5年4月～令和15年3月)

令和5年4月1日

1 マンションの管理の適正化に関する目標

岩出市の区域内におけるマンション数は、令和4年末時点で約2,100戸、そのうち築30年以上のマンションは約1,500戸(全体の約71%)と推計され、今後、高経年のマンションの増加が見込まれます。

このことから、マンションの管理適正化の推進を図るため、管理計画認定制度を適正に運用し、マンションの管理水準の維持向上を目指します。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

岩出市の区域内におけるマンションの管理状況の実態を把握するため、必要に応じ、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理適正化法に基づき、管理計画の認定事務を実施するとともに、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

マンションの管理組合に対して、マンション管理適正化推進センターが提供している相談窓口や技術的支援(マンションみらいネット(マンション履歴システム)、長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス等)についての周知を図ります。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針

岩出市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市ウェブサイト等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

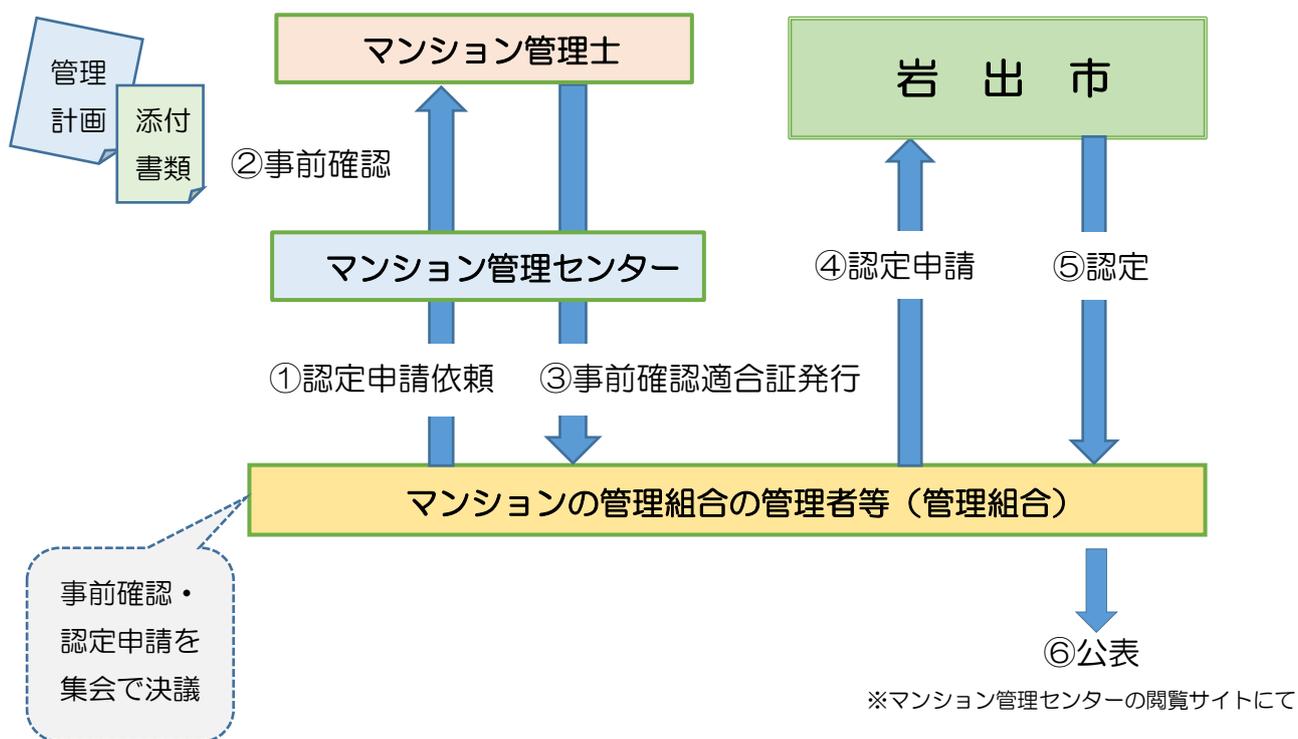
(取組状況や社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを図るものとします。)

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

本市では、認定事務を迅速かつ効率的に行うため、管理計画認定制度の運用にあたっては、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証を、認定申請に添付することとします。

なお、管理計画の認定は5年ごとの更新制であり、更新をしなければ認定の効力は失われます。また、認定期間中の管理計画変更時には再度認定申請が必要となります。（有効期間は、延長されません。）

《岩出市のマンション管理計画認定フロー（イメージ）》



※その他の事前確認申請フローについては、公益財団法人マンション管理センターのホームページをご確認ください。